

令和4年度（第3回）

定例協議会資料

【資料目次】

1 支部長あいさつ	P 1
2 署長あいさつ	P 1
3 税務署からの連絡事項等	P 2、3
4 税理士会からの連絡事項等	P 3
5 その他	P 3

【配付資料】

- ・売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出のお願いについて
- ・税金の納付はダイレクト納付で業務効率化！
- ・納税証明書は自宅や会社で請求から受取（印刷）まで！
- ・納税証明書はオンラインでの事前請求で待ち時間なし！
- ・相続税e-Tax添付書類は光ディスク等で提出できます！
- ・相続税申告はe-Taxをご利用ください
- ・令和5年10月インボイス制度が始まります！

令和4年9月15日（木）11時10分～

第二竹内ビル4階会議室

## 1 支部長あいさつ

奉天奉天奉天のみ心算算算 ①

門部信部信部 ②

アノココ部部部の出部部 ③

アノココ部部部の出部部 ④

アノココ部部部の出部部 ⑤

## 2 署長あいさつ

門部信部信部 ⑥

アノココ部部部の出部部 ⑦

門部信部信部 ⑧

アノココ部部部の出部部 ⑨

アノココ部部部の出部部 ⑩

### 3 税務署からの連絡事項等

#### (1) 管理運営部門

イ 「一般収集資料せん」の提出方の依頼について

ロ ダイレクト納付の利用促進について

ハ 電子納税証明書の利用拡大について

#### (2) 資産課税部門

相続税e-Taxについて

#### (3) 法人課税部門

「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と手引」の一律送付の見直しについて

(4) インボイス申請書の早期提出について

4 税理士会からの連絡事項等

5 その他

所在地  
(住所)  
名称  
(氏名) 様(御中)

●●税務署長

売上、仕入、費用及びリポート等に関する資料の提出のお願いについて

税務行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、税務署におきましては適正・公平な課税の実現のため、各種の資料情報の収集に努めております。

つきましては、御多忙中お手数ですが、貴社(あなた)の令和4年1月から令和4年6月までの取引等について、下記の資料を同封の記載要領等によりデータで作成の上、●月●日までに「一般収集資料せん合計表」とともに「光ディスク等」で提出いただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、提出する資料がない場合には、お手数ですが、「一般収集資料せん合計表」の摘要欄にその旨を御記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

御不明の点などがありましたら、当署(電話 123456 123)の管理運営部門までお問い合わせください。

記

次の「取引区分」欄のうち、\*で表示されている取引等について資料を作成してください。

取引区分	作成範囲	使用する資料区分
* 売上(収入)・廃品処分収入	一回の決済金額が10万円以上であるか、又は	売上
* 仕入(材料費を含む。)	期間中の取引金額が30万円以上であるもの	仕入
<input type="checkbox"/> 外注費 <input type="checkbox"/> 印刷費 <input type="checkbox"/> 仲介手数料 <input type="checkbox"/> 修繕費 <input type="checkbox"/> 接待交際費 <input type="checkbox"/> 広告宣伝費 <input checked="" type="checkbox"/> 不動産の賃借料 <input type="checkbox"/> 消耗品費 <input type="checkbox"/> 建築・工事費 <input type="checkbox"/> 機械等の購入費 <input type="checkbox"/> 運送費・備車料 <input checked="" type="checkbox"/> その他	期間中の取引(決済)金額が10万円以上であるもの  (接待交際費については、期間中の取引(決済)金額が5万円以上であるもの)	費用
* 支払リポート	期間中の取引(確定)金額が5万円以上であるもの	リポート
(御注意) 1 売上に関する資料は、法人・個人のすべてについて、作成してください。(一般家庭に対するものは除く。) 2 仕入に関する資料は、法人・個人のすべてについて、作成してください。 3 費用・リポートに関する資料は、法人・個人のすべてについて、作成してください。 (1) 経理部門からの支払のみではなく、他の部門が支払ったものについても作成してください。 (2) 接待交際費は、パー、キャバレー、料理店等への支払等を、また、外注費、消耗品費については、通常の消耗品のほか製造原価に含まれる外注費、消耗品費の支払等についても資料を作成してください。 4 資料せんを提出していただく際は、同封の郵送提出用封筒を御利用下さい。		

この文書は、国税通則法第74条の12第1項の規定に基づく行政指導として御協力をお願いするものであり、責任者は表記の税務署長です。